

申請時に提出していただく書類（共通分）※証明書等の有効期間の基準日は提出書類の契約課到達日です。
なお、**全ての書類について写しの提出**で構いません（原本提出は不要です。）。
ただし、押印が必要な書類については、カラーでの提出が必要です。

	書類名	対象者	注意事項	部数	入手先
1	川崎市競争入札参加資格審査申請書 （誓約書）兼使用印鑑届 ※令和9・10年度用	法人・個人 事業主	委任先の数に応じて、必要な部数を提出 必ず押印してください。 ※カラーでの提出が必要です。	1～3部	入札情報かわさき
2	競争入札参加資格審査申請書		インターネットでの電子申請において、5/5「申請内容確認画面」を出力したもの（※1）	1部	左記のとおり
3	暴力団排除に係る誓約書		必ずエクセルデータでLoGoフォームに添付してください。	1部	入札情報かわさき
4	川崎市内にある事務所の実態調査についての 誓約書及び同意書		市内業者及び準市内業者として登録を希望する方が対象 ※書類の1か2に必ず〇をしてください。	1部	入札情報かわさき
5	登記事項証明書 *法人のみ *発行3か月以内のみ有効	法人	法人のみ必要	1部	法務局
6	代表者印鑑証明書 *発行3か月以内のみ有効	法人	法務局に届け出た印鑑の証明書	1部	法務局
		個人 事業主	市区町村長に届け出た印鑑の証明書	1部	市区町村の 担当課
7	身分証明書 *個人事業主のみ *発行3か月以内のみ有効	個人 事業主	個人の代表者は、破産者等でないことの証明書を提出	1部	本籍地市区町村 の担当課
8	登記されていないことの証明書 *個人事業主のみ *発行3か月以内のみ有効		個人の代表者は、成年後見人・被保佐人とする 記録がないことの証明書を提出	1部	法務局
9	主観評価項目関係資料 *市内・準市内業者のみ		登録申請者のみ、別添「主観評価項目の登録申請について」により必要な書類を提出（市内業者及び準市内業者（※2）が対象）	各1	入札情報かわさき
10	口座振替払登録届 ※新規申請のみ		インターネット上の申請において、5/5「申請内容確認画面」にて「口座情報表示」ボタンを押して表示される画面を出力したもの（※1）	1部	左記のとおり
11	預金通帳等の写し ※新規申請のみ		上記10「口座振替払登録届」の口座情報が確認できる部分の写しを提出	1部	御社
12	納税証明書・国税 *必ず未納税額のないことの証明を提出 *発行3か月以内のみ有効	法人	その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出	1部	税務署 ※オンラインでの交付請求についてはこちら。
		個人 事業主	その3の2（「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出	1部	※その他の入手方法の詳細については国税庁の
13	納税証明書・川崎市税 *川崎市税に未納がないことの証明を提出 領収書などは不可。 *法人市民税について営業所を設立したばかりで、納期限が一度も到来していない場合は、営業所の開設届（市税事務所の受付印が押印されたものの写し）でも可とする *発行3か月以内のみ有効	法人	〔市内業者及び準市内業者（※2）のみ提出が必要〕 ●市税納税証明書（川崎市競争入札参加資格審査申請用） 「未納の税額がない証明（都道府県・市区町村）」を選択の上、申請してください。 ※証明書の申請には代表者印が必要です。	1部	川崎市内の 各市税事務所 ※オンラインでの交付請求についてはこちら。
		個人 事業主	〔川崎市民の方のみ提出が必要〕 ●市税納税証明書（川崎市競争入札参加資格審査申請用） 「未納の税額がない証明（都道府県・市区町村）」を選択の上、申請してください。	1部	川崎市内の 各市税事務所 ※オンラインでの交付請求についてはこちら。
14	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の 加入確認用提出書類 ※最新のものを提出してください。	法人・個人 事業主	別添「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類」により必要な書類を提出（加入義務が無い場合は「届出書」を提出） ※【工事】の業種「軽微」を除く各業種に登録を希望される方で、有効期間内の建設業許可証を提出された場合は提出不要。	各1	御社
15	財務諸表 〔直前決算1期分〕	法人	損益計算書、貸借対照表を提出	各1	御社
		個人 事業主	確定申告の際の提出書類一式の写しを提出 ※直近1年分の確定申告書1表、2表、決算書及び貸借対照表等	各1	御社
16	許・認可証等	法人・個人 事業主	希望業種に必要な許認可等（コード表等資料集）を要参照）を提出（有効期間があるものについては有効期間内のものを提出） ※事業協同組合については、組合員の許可証でも可とする（工事を除く）。	各1	御社
17	I SO登録証 *取得者のみ		取得者のみ、契約課到達日時点で有効期限内のものを提出	各1	御社

※1 画面を出力し忘れた場合には、契約課で再出力が可能ですので、あらかじめ御提出いただくなくて結構です。
【口座振替払登録届について継続申請の場合】
1 既に登録されている口座情報の変更はできません。したがって本書類の提出は不要です。
2 新たに委任先を追加する場合、口座情報の登録が必要となりますので、本書類の提出が必要です。

※2 市内業者、準市内業者及び市外業者の区分は次のとおりです。
◎市内業者……本店が川崎市内にあり、かつ、書類4を提出することができる事業者
◎準市内業者…支店が川崎市内にあり、かつ、書類4を提出することができる事業者
◎市外業者……上記以外の事業者
本店は、次のとおり定義する（工事については、（1）及び（2）を満たすこと。※業種「軽微」を除く。）。
（1）登記簿上に記載された本店であること。ただし、個人事業主については、住所とする。
（2）建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により主たる「営業所」として許可を受けた事務所、又は「責任者が所在し、管理部門など本社機能を有した事務所」があること。支店は、「事務所」であること。

申請時に提出していただく書類（業者区分別）

【工事】

	書類名	対象者	注意事項	部数	入手先
1	経営規模等評価結果通知書（写し） （総合評定値通知書）	法人・個人 事業主	総合評定値Pの結果通知を受けたものを提出 （業種『軽微』を希望する場合は不要）	1部	審査行政庁
2	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 （写し可）		経審の建退共の欄が『無』になっていて加入している場合のみ提出	1部	勤労者退職金 共済機構
3	川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者 指定通知書（写し）		業種『空調衛生』の種目『給排水設備』（川崎市指定）を希望する 場合のみ提出	1部	川崎市上下水道局 サービス推進部 給水装置課
4	川崎市排水設備指定工事店証（写し）			1部	川崎市上下水道局 下水道部 下水道管理課
5	国土交通大臣の企業集団及び企業集団に ついての数値等認定書（写し）		グループ経審を受けている場合のみ提出	1部	審査行政庁

※上記1～5の書類等は、契約課到達日時時点で有効期間内のものを提出してください。

【事業協同組合等】

	書類名	対象者	注意事項	部数	入手先
1	設立認可の証明書	法人	事業協同組合等、「中小企業団体の組織に関する法律」 並びに「中小企業等協同組合法」に基づく組合で入札に参 加することを希望する方は、左記の1～4の書類を提出	1部	所管行政庁
2	組合定款			1部	御社
3	組合役員名簿			1部	御社
4	組合員名簿			1部	御社
5	官公需適格組合証明書		なお、中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受 けている場合は1～6を提出を、かつ事業協同組合であり 業者区分『工事』を希望の場合は1～8を提出	1部	中小企業団体中央会
6	官公需共同受注規約			1部	御社
7	事業協同組合審査対象者名簿			1部	御社
8	審査対象者（5社）の 経営規模等評価結果通知書（写し） <i>*合算を希望する場合のみ</i>			1部	審査行政庁